日本一の鮎が棲むまち

広報やすだ

11
平成29年(2017年)
No.623

平成29年(2017)11月1日発行　編集・発行　〒781-6421 高知県安芸郡安田町役場　☎(代)0887-38-6711
ホームページ　http://www.town.yasuda.kochi.jp/

人口・世帯状況 29年9月末時点(前月比)			
男	1,346人(−1)	女	1,411人(−3)
合　計	2,757人(−4)	世帯数	1,294世帯(−1)

安田町イメージキャラクター
「安田朗(あんたろう)」

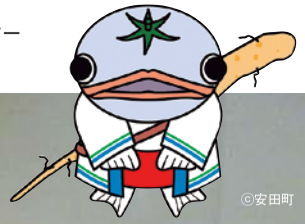

©安田町

②　敬老会
④～⑤　平成28年度決算概要
⑥～⑬　安田町人事行政
⑮　中芸地域の日本遺産魅力発信便り
㉔～㉝　議会だより（第151号）

これからもお元気で！（10/7　敬老会）

いつまでもお元気で

敬老会

10月7日、ご長寿を祝福する敬老会を開催し、75歳以上の719人のうち、155人の方が元気に出席されました。

当日は75歳以上の方を対象に、約160人が出席されました。

式典では主催者あいさつの後、出席者で最高齢の方、男性は武内廣二さん93歳（間下）、女性は小松久美さん95歳（西ノ川）にそれぞれ花束が贈られました。

式典後、会食に移ると、久しぶりに会う友人との会話を楽しみながら、さくら園の園児や、各種教室生などの趣向を凝らした多彩な演芸や、役場幹部職員による寸劇に会場中が笑顔と拍手でいっぱいになりました。

これからもお体に気をつけて、元気でお過ごしください。

なお、敬老会開催にあたり、ご協力いただきました団体各位の皆様、おかげをもちまして、盛況のうちに終えることができましたことを、厚くお礼申し上げます。

最高齢　百寿　白寿　米寿　金婚夫婦

おめでとうございます

本町では、9月の老人週間の記念行事として、最高齢・百寿・白寿・米寿・金婚夫婦の方々を祝福しています。

今年度は、次の方々です。（敬称略）

最高齢　105歳
小松　鶴治

百寿　100歳
清岡　洋子

白寿　99歳
筒井八代子

米寿　88歳
西山　初美、齊藤　忠造
瀧石久礼雄、竹内　郷子
南　修吉、髙松　鷹生
山﨑　桂子、宮谷　民夫
山本　澤子、前川　貞子
濱川　廣美、福留　良子
佐竹　博子、池畠　二子
岩佐戸　進、竹村美佐子
久保田　節、松本　勢子
西岡　昌子、清岡　文一
山岡　和子、竹内　見江
小松　智惠、小松　秀美
小松美砂子、小松　淳子
寺尾美枝子、西岡　澄雄
服部嘉代子、坂本　ツユ

金婚夫婦
西山　雅勝・良子
寺尾　光政・春子

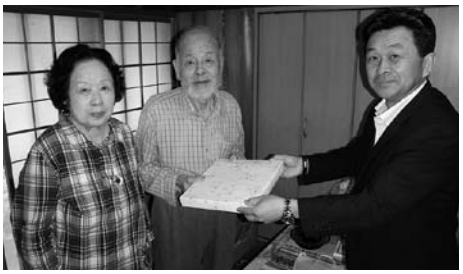

慶祝

蒙御免 平成弐拾九年度 御長寿者番付 安田町

東

	氏名	年齢
横綱	小松　鶴治	105
大関	西尾　國治	100
関脇	清岡　洋子	99
小結	久保田　博美	98
〃	横山　禎介	97
〃	久保　初子	96
前頭	上総　登代治	95
〃	齊藤　喜代	95
〃	内川　榮	95
〃	小松　久美	95
〃	南　浪恵	95
〃	久保田　梅喜	94
〃	福原　晶子	94
〃	田村　文	94
〃	伊吹　冨美子	94
〃	北川　貞美	94
〃	有澤　美千子	94
〃	武内　廣二	93
〃	清岡　三知	93
〃	長町　芳子	93
〃	東岡　初子	93
〃	岩松　糸美	92
〃	小松　俊介	92
〃	武内　静江	92
〃	坂本　胖	92
〃	坂本　光子	92
〃	小松　美登利	92
〃	手島　サツ子	92
〃	田村　昌子	92

西

	氏名	年齢
横綱	小松　貞	102
大関	三谷　梅壽	100
関脇	筒井　八代子	99
小結	西山　功	97
〃	武内　米子	96
〃	廣松　慶子	96
前頭	谷村　花子	95
〃	西山　勉	95
〃	小松　福恵	95
〃	内田　登志子	95
〃	小松　茂一	94
〃	竹内　清太郎	94
〃	手島　好枝	94
〃	吉松　孝	94
〃	川田　政子	94
〃	松本　淳水	94
〃	有岡　梅子	94
〃	西尾　千美	93
〃	小松　甲一	93
〃	寺尾　裕	93
〃	池内　善吉	93
〃	髙倉　長雅	92
〃	小松　千代	92
〃	北川　春子	92
〃	原　友市	92
〃	内川　須馬子	92
〃	筒井　泉	92
〃	服部　眞和	92

以下、91歳、90歳はそれぞれ19名となっています。

ご長寿を寿ぎ、いつまでもご壮健であられんことをご祈念いたします。

この番付表は、安田町に住民登録されている大正14年9月18日までに生まれた方で、平成29年9月1日現在で作成しました。

平成28年度の決算概要

予算と決算は、表裏一体の関係にあり、町の行政を推進していく上で重要なものです。予算は、1年間の行政施策を推進していくための青写真であり、決算は、町が1年間に推進してきた諸施策の成果を表します。
そこで、今月号では、9月の町議会定例会で認定を受けました平成28年度一般会計決算を主体にお知らせします。

一般会計決算【歳入・歳出】の概要

平成28年度の一般会計は、平成27年度の繰越事業を合わせた最終予算額32億4,261万7千円に対して、歳入総額が30億3,871万8千円、歳出総額が、29億4,466万円となり、歳入歳出差引で9,405万8千円の黒字となりましたが、このうち、平成28年度に事業が完了しなかった事業に充当する財源を除いた実質的な収支額は、7,706万5千円となっています。

これを、前年度の決算と比較しますと、歳入で4億2,569万4千円(12.3%)の減、歳出で4億2,025万6千円(12.5%)の減となっています。これは、前年度で焼山頭首工機能保全工事、町営住宅建設工事、安田中学校屋内運動場改築工事などの大型事業が完了したことに伴い決算額も大幅に減額となっています。

また、特別会計については、4会計全体の最終予算額8億4,845万円に対し、歳入が8億3,401万2千円、歳出が8億2,792万5千円で、歳入歳出差引608万7千円となっています。

薬師東地区津波避難タワー

町道井ノ岡線

町民1人当たりの一般会計歳出額 1,061,903円

(平成29年3月31日時点住基人口:2,773人)

議会費 17,489円	総務費 211,534円	民生費 163,629円	衛生費 90,257円	農林水産業費 90,180円	商工費 11,459円
土木費 89,088円	消防費 104,823円	教育費 75,982円	災害復旧費 18,885円	公債費 100,353円	諸支出金等 88,224円

（歳　入）

町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入など、町が自ら収入したお金(自主財源)は、基金からの繰入金を含む総額6億7,953万1千円で、前年度対比で3,760万円減少しました。

一方、譲与税、地方交付税、国庫支出金、町債など、国、県から定められた額を交付されたり、割り当てられたりするお金(依存財源)は、総額23億5,918万7千円で、前年度対比で3億8,809万4千円減少しました。

依存財源のうち、歳入全体の約45%を占める地方交付税の交付実績は普通交付税、特別交付税を合わせて13億8,346万7千円で2,136万7千円(1.5%)の減額となっています。

このほか、普通交付税財源の不足額の補てんとして発行される臨時財政対策債が前年度と比べて1,810万円(23.7%)減少し、総額では平成28年度は、町が自由に使うことができるお金(一般財源)は4,183万2千円減少しました。

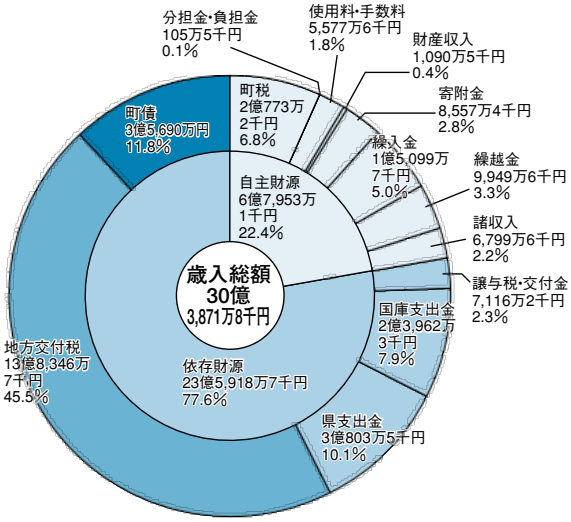

（歳　出）

平成28年度に使われたお金の内訳を見てみますと、法令等により支払いが義務付けられている人件費・扶助費・公債費は8億4,859万5千円で、歳出全体に占める割合は28.9%となっています。そのうち借金の返済にあたる公債費は2億7,827万9千円で、過去に実施した大型建設事業に係る借金の返済が終了したことなどにより前年度比で1,023万4千円減少しています。

道路改良や防災対策などのまちづくりに使われる経費は、6億1,390万4千円で、前年度比で4億2,875万8千円減少しています。

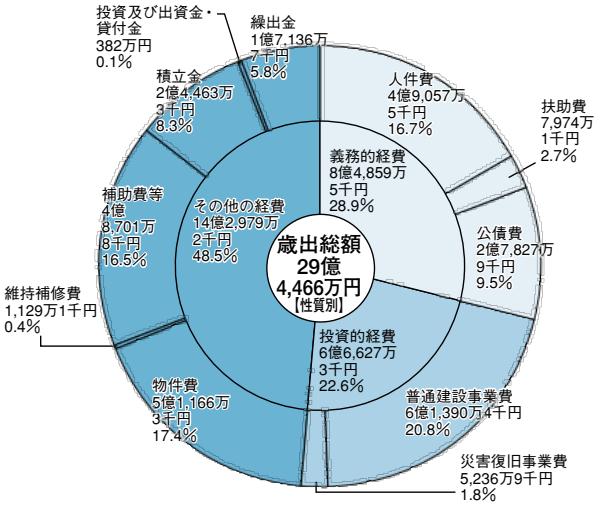

◎今後の行財政運営方針

町では、産業振興による地域の活性化、社会福祉施策の充実、中山間地域対策の推進など数多くの課題を抱えていますが、こうした課題を的確に把握し解決していくためにも、「安田町総合振興計画」を基本とし、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標の達成に向け、必要な施策に対しては重点的に予算を配分するなどし、限られた予算の中で、最大限の効果が発揮できるよう各種取り組みを進め、「安心・安全で活気ある協働のまち　やすだ」の実現に努めます。

主な事業と決算額

○総務費

公共施設総合管理計画策定支援業務	432万円
ふるさと納税推進事業	5,848万円
地域公共交通維持事業	506万円
集落活動センター事業	1,341万円
国土地籍調査事業	1億1,338万円

○民生費

あったかふれあいセンター事業	1,939万円
地域福祉計画策定業務	276万円
国民健康保険特別会計繰出金	4,943万円
児童手当支給事業	2,336万円
認定こども園運営事業	2,650万円
年金生活者等給付金事業(明許)	1,924万円

○衛生費

廃棄物収集運搬委託事業	1,392万円
合併処理浄化槽設置事業	373万円
簡易水道事業特別会計繰出金	3,480万円

○農林水産業費

園芸用ハウス整備事業	1,323万円
環境制御技術普及加速化事業	380万円
レンタル畜舎整備事業	1,738万円
農業用水路・頭首工改修工事	805万円
有害鳥獣対策事業	591万円
海岸漂着物処理事業	249万円
次世代施設園芸事業(明許)	9,680万円

○商工費

安田の夢プラン推進事業	318万円
神峯山展望塔階段塗装工事	497万円
県東部観光協議会負担金(明許含む)	268万円

○土木費

町道維持・舗装補修工事	2,607万円
町営住宅屋根防水塗装工事	589万円
町道安田大野線改良工事(明許含む)	3,441万円
町道井ノ岡線改良工事(明許含む)	6,209万円

○消防費

災害対応型給油所整備事業	200万円
応急期機能配置計画策定事業	421万円
津波避難誘導灯整備工事	1,199万円
木造住宅等耐震対策事業	1,124万円
薬師東地区津波避難タワー整備事業(明許)	1億5,299万円

○教育費

外国青年招致事業(ALT)	411万円
歴史観光資源等強化事業	1,042万円
中山公民館耐震補強工事	3,391万円

○公債費

約定償還元金	2億5,263万円
約定償還利子	2,561万円

○諸支出金

財政調整基金積立金	3,099万円
ふるさとづくり基金積立金	8,638万円

安田町人事行政の運営等の状況

1．職員の任免および職員数の状況

（1）採用者数

平成28年度に新たに採用した職員の状況は、次のとおりです。

区分	大卒	短大卒	高卒	中卒・その他	計	うち女性
一般行政職	2人	0人	1人	0人	3人	0人

（2）退職者数

平成28年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

区分	定年退職	勧奨･早期希望退職	その他	計	うち女性
一般行政職	0人	1人	1人	2人	1人

（3）職員数の状況

①部門別職員数の状況と主な増減理由（平成29年4月1日現在、単位：人）

部門	区分	職員数 平成28年度	職員数 平成29年度	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会	1	1		
	総務	14	14		
	税務	3	3		
	労働				
	農水	8	7	△1	課の設置による業務見直し
	商工		1	1	〃
	土木	2	2		
	民生	12	12		
	衛生	4	4		
	計	44	44	0	
特別行政部門	教育	10	11	1	保育業務の充実
	警察				
	消防				
	計	10	11	1	
公営企業等部門	病院				
	水道	1	1		
	交通				
	下水道				
	その他	1	1		
	計	2	2	0	
合計		56 (65)	57 (65)	1	

（注）1　職員数は一般職に属する職員の数であり、休職者、派遣職員などを含んでいます。
　　2　（　）内は、条例定数の合計です。

②年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	2人	2人	9人	7人	6人	14人	4人	5人	5人	1人	1人	57人

2．職員の給与の状況

（1）給与の決定の仕組み

町職員の給与は、「生計費、国および他の地方公共団体の職員並びに民間事業所の就業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」という均衡の原則によることと、地方公務員法に定められています。

この規定に基づき、町においては国および県に準拠して「職員の給与に関する条例」を定め、町職員の給与を決定、支給していますが、改定措置等についても同様に国および県に準拠し、町議会の審議を経て決定される仕組みになっています。

（2）人件費の状況（普通会計決算）

平成28年度の普通会計決算における人件費は、次のグラフのとおりです。

（注）人件費とは、町議会議員、町長等特別職、町職員および各種委員会等委員に支給される報酬、給与、退職手当および共済組合負担金などです。

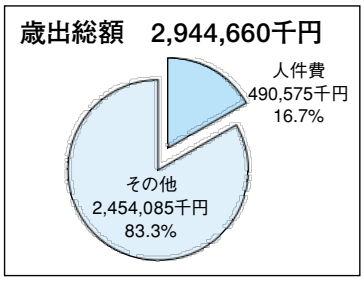

（3）職員給与費の状況（普通会計決算）

職員の給与は、給料と職員手当（扶養・期末勤勉・住居・通勤・時間外勤務・管理職・特勤勤務手当等）からなっており、平成28年度の普通会計決算の状況は次のとおりです。

職員数 A	給与費				一人当たりの給与費 B/A
	給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
54人	176,969千円	15,038千円	62,725千円	254,732千円	4,717千円

（注）1　職員数は、平成28年4月1日現在の職員数です。
　　2　職員手当には、退職手当は含まれていません。

（4）ラスパイレス指数の状況

（注）1　ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3　平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による減額措置がないとした場合の値です。

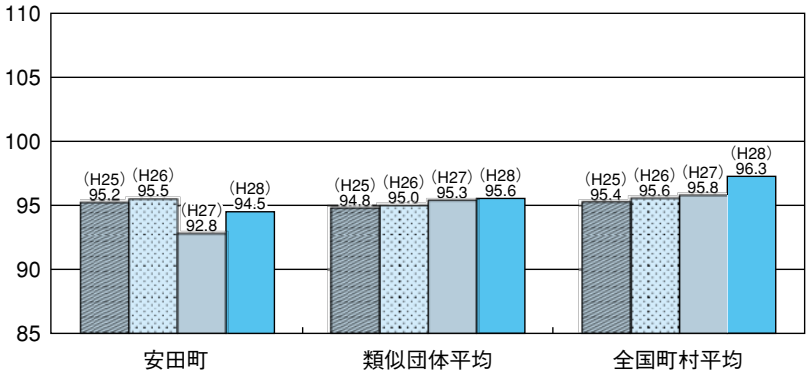

（5）給与制度の総合的見直しの実施状況

①給料表の見直し　　平成29年4月1日実施

町はこれまで、高知県が地域の民間との均衡を図るため、独自に水準調整した給料表に準拠してきており、また、給与制度の適正な運用に努めてきていること、国家公務員の給与水準を下回る水準にあることから県準拠としていましたが、県準拠であることが総合的見直しを行わないことの理由にはならないとの判断により実施することとしました。

（6）一般行政職給料表の状況

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
最高号給の給料月額	246,600	303,400	349,200	380,200	392,200	409,400

（7）職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

（注）1「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
安田町（一般行政職）	40.3歳	287,328円	317,935円	293,110円
高知県（一般行政職）	43.3歳	322,451円	386,192円	343,770円
国（一般行政職）（H28.4.1時点）	43.6歳	331,816円	－　円	410,984円

2「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のために国家公務員と同じベースで再計算したものです。

（8）職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

町職員採用試験に合格し、高等学校等卒業後、直ちに職員として採用された者の初任給等の状況は、次のとおりです。

区　分		安田町	県	国
行　政　職	大学卒	178,200円	180,400円	178,200円
	高校卒	146,100円	146,700円	146,100円
技能労務職	高校卒	131,700円	148,800円	143,500円

【初　任　給】

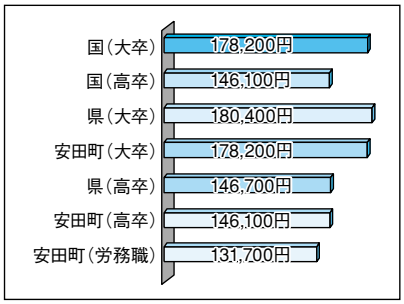

（9）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成29年4月1日現在）

（注）1［　］内は、経験年数区分に該当職員がいないため、直近の職員の状況を記載しています。

2　経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合は、その期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数をいいますが、学校卒業後直ちに採用された場合は、採用後の年数をいいます。

区　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
行政職	大学卒	［13年］266,000円	［16年］292,900円	［21年］345,100円
	高校卒	―　円	［16年］266,000円	322,000円
技能労務職		―　円	―　円	［21年］254,000円

(10) 町職員の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

区　分		標準的な職務分類（内容）	職員数	構成比	うち一般行政職
行政職	1級	議会書記、主事、保健師、教育委員会主事、社会教育主事、保育教諭	14人	25%	8人
	2級	議会書記、主査、保健師、農地主事、教育委員会主査、社会教育主事、保育教諭	4人	7%	4人
	3級	議会書記、主幹、保健師、専門員、農地主事、教育委員会主幹、社会教育主事、保育教諭	17人	30%	10人
	4級	議会書記、係長、主監、保健師、会計管理者、主任専門員、農地係長、教育委員会係長、教育委員会主監、保育教諭	3人	5%	3人
	5級	議会局長、会計管理者、課長補佐、主監、支所長、専門監、農地主監、教育次長、教育委員会課長、公民館長、教育委員会主監、副園長、園長	11人	19%	8人
	6級	議会局長、会計管理者、課長、支所長、振興監教育次長、園長	5人	9%	5人
単労務純職	1～3級	調理員	3人	5%	―

（注）1　町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(11) 昇給への勤務成績の反映状況

平成22年度から昇給への勤務成績反映を実施。勤務成績を適切に給与に反映させるため、「優れている」・「やや優れている」・「普通」・「やや劣る」・「劣る」の5段階の区分を設定（昇給日は毎年4月1日）

(12) 職員の手当の状況

①期末、勤勉手当

期末、勤勉手当（民間の賞与等の一時金に相当するもの）は、国家公務員および県職員と同様に6月と12月の年2回支給されています。

安田町	県	国
1人当たり平均支給額（平成28年度）1,216千円	1人当たり平均支給額（平成28年度）1,568千円	―
（平成28年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期　1.20月分　0.70月分 （0.64月分）（0.35月分） 12月期　1.35月分　0.80月分 （0.735月分）（0.40月分） 計　2.55月分　1.50月分 （1.375月分）（0.75月分） 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有	（平成28年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期　1.20月分　0.70月分 （0.64月分）（0.35月分） 12月期　1.35月分　0.80月分 （0.735月分）（0.40月分） 計　2.55月分　1.50月分 （1.375月分）（0.75月分） 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有	（平成28年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期　1.225月分　0.80月分 （0.65月分）（0.375月分） 12月期　1.375月分　0.90月分 （0.80月分）（0.425月分） 計　2.60月分　1.70月分 （1.45月分）（0.80月分） 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

（注）（　　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】　勤勉手当への勤務成績の反映状況（行政職）

勤務成績は、「優れている」・「やや優れている」・「普通」・「やや劣る」・「劣る」の5段階に区分。成績率は、職務について監督する地位にある者による評価に基づき、任命権者が決定。

②退職手当（平成29年4月1日現在）

職員の退職手当は、県内の市町村等で組織している高知県市町村総合事務組合の支給規定に基づき、支給されています。

安田町			国・県		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置　定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置　定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
（退職時特別昇給　無） 1人当たり平均支給額　19,149千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された額の平均です。

③特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されています。

支給実績（平成28年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）			0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）			0%
手当の種類（手当数）			4種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税の徴収に従事する職員の特殊勤務手当	税務係	税の徴収	日額　400円
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	衛生係	伝染病対策	日額　400円
台風時等に危険を伴う作業に従事する職員の特殊勤務手当	防災係	災害対策	日額　400円
用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当	用地係	用地交渉	日額　400円

④時間外手当

管理職を除く職員が、定められた勤務時間以外に勤務した場合に支給されています。

支給実績（平成28年度決算）	8,306千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	189千円
支給実績（平成27年度決算）	4,102千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	103千円

⑤その他の手当（平成29年4月1日現在）

区分	内容	国の制度との異同	国の制度	支給実績（平成28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）
扶養手当	配偶者　月額　10,000円 配偶者以外の扶養親族　〃　8,000円 配偶者のいない扶養親族のうち1人　〃　10,000円 （扶養親族のうち15歳に達する日以後の年度初めから22歳に達する日以後の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算）	同じ		4,726千円	168,786円
住居手当	1.借家、借間居住者基礎控除額　月額　12,000円 最高支給限度額　〃　27,000円 2.単身赴任手当受給者で配偶者の借家、借間　〃　1の1/2	同じ		2,203千円	244,722円
通勤手当	支給要件　通勤距離片道2km以上 2km～5km未満　月額　2,000円 5km～10km未満　〃　4,200円 10km以上　〃　7,100円	異なる	1.交通機関等利用者運賃等相当額が月額56,200円以下については、運賃相当額 2.自動車等の使用者2～5km未満3,300円から最高36,800円（片道65km以上）	1,090千円	51,886円
管理職手当	職務の級が6級の管理職員　月額　33,200円 職務の級が5級の管理職員　〃　27,700円	異なる	職務の級における最高号給の給料月額の100分の25を超えない範囲	3,921千円	356,400円
管理職特別勤務手当	管理職手当が支給されている職員が週休日等に勤務した場合に支給　職責に応じて定額　1回　4,000円～10,000円（6時間を超える場合は加算有）	同じ		330千円	30,000円
	管理職手当が支給されている職員が週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給　職責に応じて定額　1回　2,000円～5,000円				
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外または休日等に宿日直勤務した場合に支給　1回　4,200円	同じ		9千円	4,200円

※扶養手当：扶養親族のある職員に支給されています。
※住居手当：住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給されています。
※通勤手当：通勤距離が片道2キロメートル以上である職員に支給されています。
※管理職手当：管理または監督の地位にある職員のうち、町長が指定する職員に支給されています。
※管理職特別勤務手当：管理または監督の地位にある職員が、災害等により緊急その他公務の運営の必要により勤務時間外に勤務した場合に支給されています。

(13) 特別職等の報酬等の状況

町長等特別職の給料および町議会議員の報酬等については、特別職報酬等審議会の意見を徴して、一般職とは別に条例で定めることになっています。

（平成29年4月1日現在）

区分		給料月額等	区分		給料月額等
給料	町長	705,000円	期末手当	町長	（平成28年度支給割合） 6月期　1.40月分 12月期　1.60月分 計　3.00月分 加算措置　有
	副町長	610,000円		副町長	
	教育長	565,000円		教育長	
報酬	議長	236,000円		議長	
	副議長	195,000円		副議長	
	常任委員長	185,000円		常任委員長	
	議員	170,000円		議員	

退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	町長	給料×在職年数×500/100	14,100,000円	（任期毎）
	副町長	給料×在職年数×300/100	7,320,000円	（任期毎）
	教育長	給料×在職年数×250/100	5,650,000円	（任期毎）

（注）退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3．職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）勤務時間

職員の勤務時間については、条例および規則により、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間あたり38時間45分としており、その勤務時間は月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分としています。

また、一般的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなっており、休憩時間は正午から午後1時までとなっています。

（2）週休日および休日

週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいい、原則として毎週日曜日および土曜日が週休日となっています。

休日とは、正規の勤務時間において、勤務を要しない日をいい、国民の祝日に関する法律に規定する休日または年末年始の休日（12月29日から1月3日までの日。国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいいます。

（3）休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇および組合休暇があります。

①年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに付与する休暇で、その日数は1年において20日となっており、1日または1時間単位で取得することができます。また、年次有給休暇は当該年の翌年に20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができます。

②病気休暇

職員が負傷または疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。

ア	厚生労働省令で定められた疾病	疾病等にかかっている期間
イ	ア以外の疾病または負傷	医師の証明等により必要最小限の期間
ウ	イのうち、公務によらない結核性疾患	1年以内
エ	イのうち、公務によらない私傷病	引き続き90日以内

③特別休暇

災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇です。

④介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇です。（勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額します。）取得できる期間は、6カ月以内となっています。

⑤組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に登録された職員団体の業務に従事する場合の休暇です。（勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額します。）1年において、30日を超えない範囲で、1日または1時間単位で取得することができます。

（4）育児休業等

①育児休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができます。

②部分休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができます。

4．職員の分限および懲戒処分の状況

（1）分限処分

分限処分とは、一定の事由がある場合に職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その処分としては、降任、免職および休職があります。

○平成28年度分限処分の状況

処分の事由	降任	免職	休職	合計
勤務成績不良の場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	1	1
適格性の欠如の場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
学術に関する事項の調査、研究または指導に従事する場合	0	0	0	0
水難、火災その他の災害により、生死不明または所在不明となった場合	0	0	0	0
合　　計	0	0	1	1

（2）懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、その処分として、戒告、減給、停職、免職があります。

①平成28年度懲戒処分の状況

処分の事由	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任命に関する不正	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	0	0	0	0	0
一般非行関係	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
合　　計	0	0	0	0	0

②平成28年度刑事処分の状況

処分の事由	懲役	禁固	罰金	科料	計
収賄による場合	0	0	0	0	0
横領による場合	0	0	0	0	0
傷害・暴行による場合	0	0	0	0	0
公職選挙法違反による場合	0	0	0	0	0
道路交通法違反による場合	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合　　計	0	0	0	0	0

5．職員の服務の状況

（1）年次有給休暇の取得状況

平成28年の職員の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

区　分	平成28年	平成27年
平均取得日数	10.5日	10.3日
消　化　率	27.4%	26.6%

（2）育児休業、部分休業、介護休暇の取得状況

①育児休業

平成28年度中に新たに育児休業を取得した職員はいません。

②部分休業

平成28年度中に部分休業を取得した職員はいません。

③介護休暇

平成28年度中に介護休暇を取得した職員はいません。

6．職員の研修および勤務成績の評定の状況

（1）研修の状況

平成28年度も、職員が現在ついている職および将来つくことが予想される職位の職務と責任の遂行に必要な知識技能等を習得させ、職員の資質の向上と勤務能率の発揮および増進を図ることを目的として、研修を実施、受講しました。

（2）勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定は、平成22年度から実施

7．職員の福祉および利益の保護の状況

（1）職員の福祉の状況

・定期健康診断受診者　53名（うち人間ドック受診者43名）

（2）福利厚生事業の状況

内　訳		金　額	備　考
公費負担分	定期健康診断委託料および人間ドック	205千円	受診者1人当たりの公費負担額　5,514円
	互助会への負担額	1,113千円	職員1人当たりの公費負担額　19,182円
	計	1,318千円	
互助会への職員負担額		1,113千円	互助会への公費負担率　50%

※1.互助会とは、（財）高知県市町村職員互助会（共同互助会）のことで、高知県内の市町村等で働く職員が加入し、福祉の増進等を図るとともに、地方自治に関する意識の向上と市町村行政の円滑、かつ能率的な運営に寄与することを目的としています。

2.互助会の給付内容には、永年勤続表彰、人間ドック助成および保養施設利用助成の３つがあります。

（3）公務災害補償の状況

・認定件数　0件

（4）勤務条件に関する措置の要求の状況

・係属事案はなく、平成28年度に新たな措置要求はありません。

（5）不利益処分に関する不服申立ての状況

・係属事案はなく、平成28年度に新たな不服申立てはありません。

平成28年度安田町健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定に基づき、次のとおり平成28年度の安田町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

本町の平成28年度決算では、下表のとおり各指標とも基準値を超えるものはありませんでした。また、簡易水道事業特別会計（公営企業会計）の経営状況を判断する指標（資金不足比率）についても、会計に資金不足がないため数値は表れていません。

健全化判断比率のうち、実質公債費比率は、昨年度の4.2％から1.1ポイント改善して3.1％となり、引き続き地方債の発行に県知事の許可を要する18.0％を大きく下回っています。過去の大型事業等に対する地方債の償還が順次終了していることや、計画的な繰上償還の実施により、本町の財政は引き続き健全化に向かっていますが、今後は過年来の大型建設事業に充当した地方債の償還開始により、今後一時的な上昇が予想されます。自主財源に乏しく、各種事業等の財源を国・県の支出金や地方交付税及び地方債等に頼らざるを得ない財政構造にある本町では、健全な財政運営を維持するため、引き続き効率的で効果的な行財政運営を行っていく必要があります。

（単位：％）

	健全化判断比率				資金不足比率
	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	⑤簡易水道事業特別会計
安田町	— （－4.96）	— （－5.35）	3.1	— （－123.3）	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0	経営健全化基準
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—	20.00

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字であるため『－』と表示しています。
※将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能財源（基金等）が上回っているため『－』と表示しています。
※括弧内の数値はそれぞれ実数を表しています。
※簡易水道事業特別会計の資金不足比率については、資金不足がないため『－』と表示しています。
※簡易水道事業特別会計は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第3号の規定により事業規模を算定。

《用語の説明》

①実質赤字比率とは
　地方公共団体の普通会計の赤字の程度を指標化したもの

②連結実質赤字比率とは
　公営企業会計等を含む全ての会計の黒字、赤字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもの

③実質公債費比率とは
　地方債の借入金に係る返済金及びこれに準じるもの（借入金に係る返済金の財源に充てたと認められる特別会計への繰出金等）の額の大きさを指標化したもの

④将来負担比率とは
　地方公共団体が将来負担すべき地方債残額や債務負担行為による支出予定額をはじめ、公営企業会計等への実質的な負債額等、将来財政を圧迫する可能性があるものの大きさを指標化したもの

⑤資金不足比率とは
　公営企業会計の資金不足額を事業規模（料金収入など主たる営業活動から生じる収益等）と比較して指標化したもので、経営の状況を判断するもの

中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会

～中芸地域の日本遺産魅力発信便りvol.4～

JAPAN HERITAGE
日本遺産

日本遺産
Story #051

日本遺産認定記念シンポジウムを開催しました！

10月1日、午前10時から午後4時まで、田野町ふれあいセンターにおいて、日本遺産認定記念シンポジウム「中芸みんなの日本遺産」を開催しました。来場者は約600人でした。

午前中の認定祝賀セレモニーでは、田野町で活動している「烈士太鼓『燦』」による開会アトラクションの太鼓演奏の後、日本遺産認定証のお披露目やもち投げを行いました。

午後からは、合掌智宏氏による「東京から見えた地域の魅力」と題した基調講演の後、地域代表と学識経験者によるパネルディスカッションを行い、昨年、連続講演会の講師を務められた文化庁の田中康成課長補佐や、東京大学大学院の松田陽准教授及び山本清龍准教授、観光未来プランナーの丁野朗さんにもご参加いただきました。

高知大学の赤池先生から発表された日本遺産未来計画（案）をめぐってさまざまな意見が交換され、日本遺産認定ストーリーに描かれた、ゆずや森林鉄道など中芸の魅力を体感できるスポットづくりが重要であることが確認されました。

会場外には、中芸5町村から飲食や体験ブースの出店もあり、飲食ブースでは、田舎寿司やゆずポン酢焼きそば、シフォンケーキ等ゆずを使った食べ物などを販売、体験ブースでは、ゆずバスボムづくりやゆずソルトづくり、ゆずの花のピンブローチづくり、オリジナルコースターづくりなど多くのお客さんで賑わっていました。

展示ブースでは、森林鉄道のジオラマやパネル写真を熱心に見る方、また、屋外に展示していた森林鉄道機関車の運転席に乗る子どもたちもたくさんいて、お天気にも恵まれ、とても楽しく有意義なシンポジウムになりました。ご来場いただいた皆さま、また、ご協力いただいた皆さま、誠にありがとうございました。

シンポジウムの詳細については、12月発売の「季刊高知」をご覧ください。

問い合わせ先：中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会事務局
（役場中山支所内）　☎39-2008

facebook

第7回高知東海岸グルメまつり＆鉄道の日

10月7日、8日の2日間、安芸タイガース球場駐車場で「第7回高知東海岸グルメまつり＆鉄道の日」が開催され、東部各市町村自慢の特産食材を使った料理の屋台約30店が並び、大勢の方で賑わいました。

安田町のブースでは、輝るぽーと安田・土佐の元気市の龍馬めしや生パスタ、味工房じねんの田舎寿司や山菜おこわ、安田と夢ファクトリーキララの安田の白い夢（マンゴー大福）、安田家の新商品カツオドッグなどの特産品に加え、安田朗グッズも販売しました。

来場された方からは、「カツオドッグは、ボリュームがあってお魚のフライもおいしかった」、「ゆずの利いたお寿司が好きなので買いに来た」、「鮎のお寿司はめったに食べられないのでうれしい」、「安田朗のグッズを楽しみにしていた」といった声も聞かれ、大変好評でした。

また、町のイメージキャラクター安田朗もブース前で町の特産品をＰＲし、大勢の人が集まり、大盛況でした。

安田朗もブース前で町の特産品をPR

高知県消防操法大会

10月8日、県消防学校で高知県消防操法大会が行われ、本町消防団安田分団が出場し、日ごろから培った消火作業の迅速・正確さを競い合いました。

安田分団は、県内から18チームが参加した「ポンプ車操法の部」に中芸地区の代表として出場。

選抜された6人の団員は、中芸消防署員の指導の下、7月上旬から中芸消防署で特訓を重ね、大会に臨みました。

選手たちは指揮者の指示を受け、機敏な動作で入賞を目指し、競技を行いました。

県内の競技レベルが非常に高く、残念ながら入賞は逃しましたが、操法技術は上位チームにも勝るとも劣らない内容でした。

選手や関係者の皆さん、本当にお疲れさまでした。

これからも消防防災活動など多方面でのご活躍を期待しています。

6人の精鋭たち
（上段　左から南一寛、西岡幹典、中野彰久
下段　左から久保田典男、田之上健太、宮本裕之）

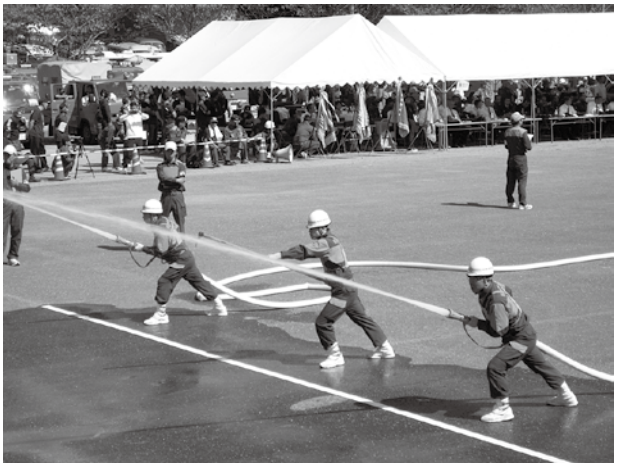

放水！

平成29年 秋の交通安全運動

安田さくら園児も 安全運転を呼びかけ

9月21日～30日、秋の全国交通安全運動が実施されました。

同運動期間中は、子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止等、4つの重点目標を掲げ、広報車による巡回や街頭指導などの啓発活動が行われました。29日に県道で実施されたドライバーサービスには、安田さくら園きりん組の園児も参加し、園児が交通安全の願いを込めて作った折り鶴のお守りや、交通安全啓発チラシをドライバーに手渡し、安全運転を呼びかけました。少しの油断が大きな事故を招きます。常に交通安全を心がけ、交通事故のない社会を目指しましょう。

全国豊かな海づくり大会は、水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川の環境保全の大切さを広く発信するとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて漁業の振興と発展を図ることを目的として、毎年各地で開催されています。

大会開催１年前を記念してプレイベントを開催！

１年前プレイベントin宇佐しおかぜ公園

平成29年

11月11日（土）　10時～16時

場所：土佐市宇佐しおかぜ公園

漁船パレード、稚魚の放流　　地元のおいしいものコーナー

当日、シャトルバスを30分おきに運行させます。臨時駐車場：土佐市新居（新居緑地公園の隣）約90台

「土佐の豊穣祭2017」・「豊かな海づくりフェスタ」

平成29年

11月11日（土）12日（日）　10時～21時

場所：高知市中央公園　土佐の豊穣祭高知市会場で豊かな海づくりフェスタを同時開催

体験コーナー　　ステージショー

写真：福岡県大会

Facebook

イベント情報や県内各地の豊かな森・川・海の情報を更新中！
「高知県の豊かな海」で検索！
いいね！や「シェア」を
お願いします！

≪問い合わせ先≫
第38回全国豊かな海づくり大会高知県実行委員会事務局
高知県水産政策課　豊かな海づくり大会推進室内
住所:〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号（西庁舎6階）
☎088－821－4690　✉38umidukuri@ken.pref.kochi.lg.jp

安田町へのふるさと納税の状況

ふるさと納税とは、お世話になった地域や、「これから応援したい」「地域の力になりたい」という思いを実現し、貢献するための制度です。

安田町では、平成27年11月から、ふるさと納税される方が返礼品を選ぶことができる専用サイト（ふるさとチョイスなど）から申し込みができるように取り組んでいます。これにより、全国の方々から安田町にたくさんの応援をいただいています。

寄付金額と件数

年　度	件　数	金　額
平成23年度	5件	560,000円
平成24年度	8件	2,005,000円
平成25年度	5件	520,000円
平成26年度	12件	920,000円
平成27年度	1,987件	19,696,001円
平成28年度	8,196件	85,564,816円

ふるさと納税寄付者によるお礼の品申込数ランキング（平成29年4月～10月時点）

順位	品　名
1位	お米と野菜の詰め合わせ
2位	安田町のトマト
3位	安田町産 ヒノヒカリ15kg
4位	期間限定 完熟マンゴー
5位	自然薯とろろん一番

ふるさと納税された方の住所地（平成28年度）

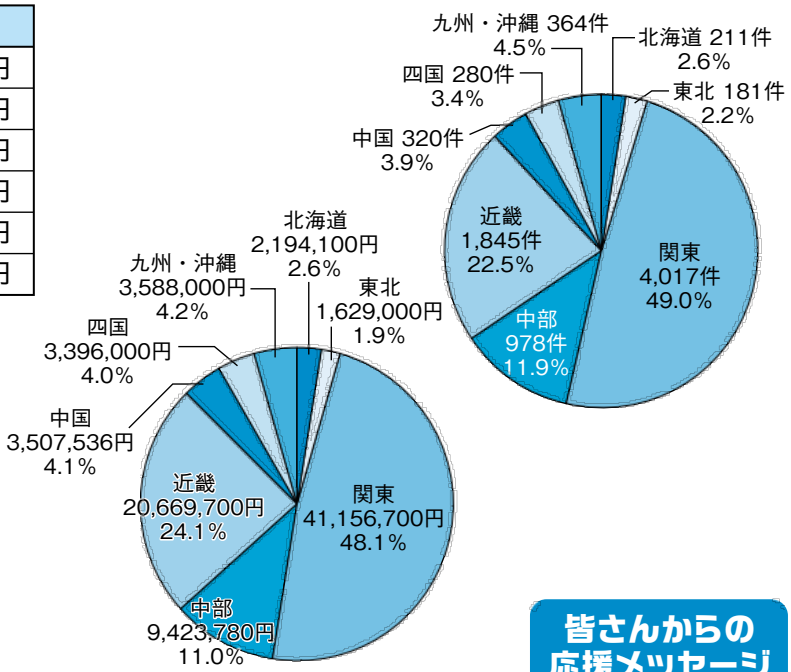

皆さんからの応援メッセージ

- 昨年、めちゃめちゃおいしいお米と野菜を送っていただきましたので、今年もよろしくお願いします。
- 野菜がこんなに新鮮でおいしいんだと知りました。お米も野菜もおいしかったです。これからもおいしい農産物をたくさん作ってください。
- 安田町が自然豊かで新鮮な野菜・魚介類が採れ、豊かになりますように。
- ふるさと納税で安田町の知名度が上がったと思います。これからもおいしいお米を作って日本全国の食卓を支えてください。
- 日本酒大好きです。楽しみにしています。
- おいしいお酒にチャレンジしたかったのでお酒のお試しに挑戦です。安田朗くん、ゆるキャラグランプリ頑張ってくださいね！
- 以前、海産物を送っていただきました。とてもおいしくて感動しました。これからもおいしいものを届けていただけることを、わずかですが応援したいと思っています。
- ふるさとチョイスのページで初めて安田町を知りました。野菜を楽しみにしています。
- 安田朗くんは可愛くて、ツイッターも面白いし、優しいアユさんなので大ファンです!!それがきっかけで、安田町という町にも興味を持ちました。私にとって初めてのふるさと納税です。今後も安田町の名物など注目していきます♪
- 豊かな自然の保全と、産業発展にお役立ていただければ幸いです。
- 日本の農業をしっかり育ててください。
- 安田町をふるさと納税で初めて知りました。このことだけでも、ふるさと納税には大きな意味があると感じました。安田町の自然や人に思いを馳せ、そしてそこで育つ子どもたちや青年の教育に少しでも役に立つのであればこれくらい幸せなことはありません。
- 安田朗さんのファンになり、今年の夏はとうとう安田町に遊びに行くことができました。いつまでも自然豊かな素敵な安田町でありますように！
- 豊かな自然を生かして活気ある町になられますよう応援いたします。
- 素晴らしい景色、おいしいものの数々、親切な人たち、いつまでも残しておきたい土地の風土だと感じました。そして、また訪れたいところです。

徒然なかやま

安田町ふるさと応援隊・11月のお便り
～中山はどんどん元気になりゆうで～

小川獅子舞の学習

9月14日、安田小学校3年生が安田町の伝統芸能に触れあう学習として、小川地区に伝わる伝統芸能である小川獅子舞について学習しました。

児童たちは、脈々と受け継がれてきた小川獅子舞に興味津々で、熱心に紙垂(しで)の舞、盆の舞を学習していました。

小川獅子舞の学習

よってん屋の開催は11月28日（火）です。
皆さまお気軽にお越しください。

☆中山健康教室開催中☆

内容は「ピラティス」という健康体操です。

ドイツ人の看護師さんが考えたエクササイズで年齢や運動経験に関係なく、どなたでも安心して行える運動です。

日程は11月6日(月)、11月20日(月)、時間は19：00～20：00まで。場所は集落活動センターなかやまの活動室です。参加費は無料、運動のできる服装で、床に敷くバスタオルや運動後の飲み物等を持参してください。

集落活動センターなかやま・応援隊への問い合わせ、ご意見、ご要望は、
☎30－1750までお気軽に! ^◯^

Find us on Facebook

修道館空手道選手権大会

9月10日、第4回全四国オープントーナメント葉山清流杯が、葉山運動公園総合センター体育館で開催されました。

県内外各道場から多くの選手が参加し、熱戦を繰り広げ、本町拳法教室から12人が出場し、活躍しました。

組手

幼年の部
3位　黒岩　怜央

小学3年生男子の部
優勝　西山　侑志

小学3年生女子の部
2位　安岡穂乃夏
3位　中島　悠愛

小学6年生女子の部
優勝　豊田　希花

型

小学3年生女子の部
3位　安岡穂乃夏

11月の「町長室開放日」及び町長中山支所勤務日について

町民の声がしっかり届く、町民の目線に立った、町民と共に歩くまちづくりを進めるため、毎月1回「町長室開放日」と「町長の中山支所勤務日」を設けています。

日ごろ感じていることや役場への提言など、皆さんのご意見をお聞かせください。

◆町長室開放日　**11月16日(木)**　◆中山支所勤務日　**11月22日(水)**

◎基準時間　午前10:00から12:00まで ／ 午後 2:00から 5:00まで

※来客の状況により、若干お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、女性の人権問題解消に向け、下記のとおり電話相談の強化週間を実施します。期間中は、土・日曜日も相談をお受けします。また、平日は時間を延長し、午後7時まで相談をお受けします。

1　実施期間　平成29年11月13日（月）から同月19日（日）までの7日間
2　時　　間　午前8時30分から午後7時まで
　　ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで
3　開設場所　高知地方法務局人権擁護課（土・日は高松法務局人権擁護部）
4　電話番号　**0570（070）810（全国共通ナビダイヤル）**
　　※一部のＩＰ電話からはご利用できない場合があります。
5　取扱内容　ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、離婚問題、暮らしの悩みごとなど女性をめぐる人権問題
6　そ の 他　相談は無料、秘密は厳守します

問い合わせ先：高知地方法務局人権擁護課　☎０８８－８２２－３５０３

職場のトラブルでお悩みの方は「総合労働相談コーナー」へ！

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、個々の労働者と事業者との間で、労働関係についての紛争が増加しています。高知労働局では、こうした個別労働紛争に対する援助サービスを無料で提供し、解決に向けたお手伝いをしています。職場のトラブルでお困りの方は「総合労働相談コーナー」をご活用ください。

問い合わせ先：高知労働局総合労働相談コーナー
☎０８８－８８５－６０２７
安芸総合労働相談コーナー（安芸労働基準監督署内）
☎３５－２１２８

最低賃金改正のお知らせ

●高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、10月13日から施行されています。
●この決定により、10月13日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間737円以上としなければなりません。

問い合わせ先：高知労働局　☎０８８－８８５－６０２４
安芸労働基準監督署　☎３５－２１２８

健康手帳

食事のとり方を考えてみませんか？

特定健診を受けて、検査値に異常はありませんでしたか？

安田町の特定健診の結果では、血糖値に異常がみられる方の割合が高く、複数の検査数値が高くなっている方が多かったです。数値が気になる方は、食生活を見直してみましょう！

（単位：%）

＊安田町では、血糖値に異常がみられる方が多かったです。
＊中芸地域では、国や県と比較するとほぼ全ての数値が高いようです。

食後の血糖値を抑える食べ方を心がけましょう!

1．菓子類は控え栄養バランスのよい食事を心がけましょう。（和食がおすすめです）

血糖値を急上昇させるのは、ごはんより砂糖などの単純糖質です。ジュース類は砂糖を多く含むため、水分はお茶か水をとりましょう。

⇒安田町では、週3回以上食後間食する人の割合が高いです。
（安田14.4%、高知県13.9%、国11.1%）

2．食事は3食とるように心がけましょう。

食事を抜くと、血糖値の急上昇や急降下につながります。

⇒安田町では、週3回以上朝食を抜く人の割合が高いです。
（安田町11%、高知県7.5%、中芸9%）

3．食べる順番を工夫しましょう。

まずはじめに、野菜から食べ始めて、ごはんなどの主食を最後にとると食後の血糖値の上昇が抑えられます。

問い合わせ先　町保健センター　☎38−6678

― 高知大学医学部看護学科だより ―

困ってないかえ？ おしっこの悩み

私たちは5月下旬、安田町で実習させていただきました。そのなかで、加齢に伴う尿漏れの悩みを抱えているというお話を実際伺うことができました。国の調査[1]では65歳以上の男性で約16%、女性で約33%の方が尿漏れを経験していると報告されています。そのため、高齢者の多い安田町（高齢化率43.7%）では、実際に尿失禁に悩んでいる方が、現在300人ほどいらっしゃるものと考えられます。

尿失禁はさまざまな原因によって起こります。加齢に伴い骨盤の筋力が低下することによって起こる尿失禁は女性に多いですが、男性でも起こります。症状はくしゃみをしたときや、トイレに行くまで耐え切れず失禁してしまうことなどがあります。そのため外出を控えることで、人との交流の機会が減ったり、足腰の筋力が低下につながることがあります。

尿失禁は日ごろからの体操で予防・改善することもできます。ぜひ行ってみてください！

やってみよう！骨盤底筋運動！

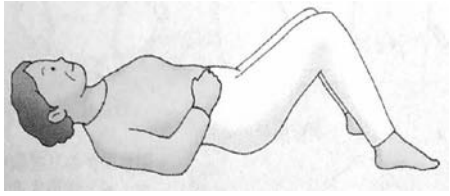

横になっているとき

①仰向けになります。足は肩幅に開いて膝を立てます。
②肛門や膣（睾丸）をお腹側に引き上げるように10秒締めます。
③力を抜いて体をリラックスさせます。
④①～③を10回程度繰り返します。

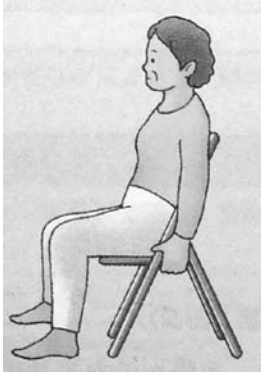

座っているとき

①椅子に深く腰をかけ足を軽く開きます。

後は、仰向けの②～④のステップを行ってください。

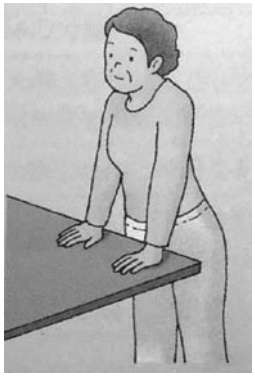

立っているとき

①テーブルのそばに立ち両足、両手を肩幅ぐらいに開き、テーブルに対し軽く前に傾いた姿勢をとります。

後は、仰向けの②～④のステップを行ってください。

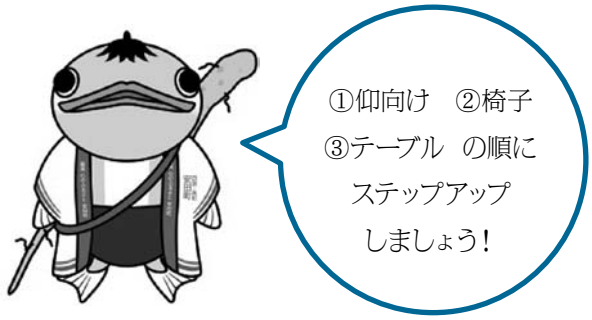

地域の方のあたたかい協力があり、私たちは実習を行うことができました。3日間という短い期間でしたが、安田町が大好きになりました。ありがとうございました。

高知大学医学部看護学科4年
赤松由里　伊藤彩美　吉門菜緒

引用文献　1）鈴木隆雄（2012）：超高齢社会の基礎知識、株式会社講談社、p106

社協あったかふれあいセンター事業　11月の予定

曜日	時　間	場　所
月	13:30～	保健センター
	13:30～	福祉館　お休みします
		東島老人憩いの家
火	10:00～	集落活動センター
		ふれあいセンター
水	10:00～	保健センター
	13:30～	中村東集会所
		唐浜老人里の家
木	9:30～	福祉館
	10:00～	ふれあいセンター
	13:30～	間下集会所
		保健センター
		東島老人憩いの家　お休みします
金	10:00～	せせらぎの郷小川
		不動集会所
	13:30～	集落活動センター
		和田集会所
		唐浜老人里の家
		東谷集会所

各会場で体操の他にもレクリエーション・脳トレなど様々な活動を行っています。

詳しくは、
町社会福祉協議会(☎38-5500 担当:東・竹内)
までお問い合わせください。

～行事予定～

11/ 1 （水） あったかコンサート（町文化センター　多目的ホール　13:30 ～ 15:00）
（演奏…シロクマ楽団）
シロクマ楽団とは…湘南を中心に活動し、首都圏・信州・関西から四国・中国・九州まで活動範囲は広く、ジャズやスタンダード、映画音楽やダンスミュージック、童謡唱歌や歌謡曲など幅広い音楽をカバーし、子どもから大人まで幅広く楽しめるステージを行っています。

11/22（水） リハビリ講習（東島老人憩いの家 13：30 ～）
理学療法士の町田先生(田野町のPLUS接骨院)による体を使った脳トレなどの認知症予防のためのトレーニング等を指導していただく予定です。

11/30（木） 野外研修【紅葉狩り】（町、唐浜　合同）
バスに乗ってお出かけします。詳しいことは社協までお問い合わせください。

慶弔ニュース（9月受付分）

おたんじょう

地区名	氏名	年月日	世帯主	続柄	性別
安田	濱口 夏桜	H29・8・30	濱口 千穂	子	男

おくやみ

地区名	氏名	年月日	世帯主	続柄	性別
東島	有岡 政春	H29・9・2	有岡 政春	本人	男89歳
間下	武内 市惠	H29・9・12	武内 市惠	本人	女84歳
唐浜	小松 義明	H29・9・26	小松 義明	本人	男76歳

交通事故の概況

（平成29年1月1日～9月30日）

1．県内　（　）内は9月発生件数

	件　数	死　者	傷　者
29年	(117)1,331	(　1　)　21	(133)1,491
28年	(164)1,578	(　3　)　35	(185)1,764
増減	(△47)△247	(△2)　△14	(△52)△273

2．安芸署管内　（　）内は9月発生件数

	件　数	死　者	傷　者
29年	(　7　)　84	(　0　)　1	(　9　)　103
28年	(　4　)　70	(　0　)　4	(　7　)　93
増減	(　3　)　14	(　0　)　△3	(　2　)　10

※1、2は物損を除く

3．安田町発生件数

			9月計	累　計
人身	件　数		0	5
	死　者		0	1
	傷　者	重　傷	0	0
		軽　傷	0	9
物　損			10	65

議会だより

― 第151号 ―

9月定例会

9月12日開会。条例制定、補正予算、平成28年度一般会計及び特別会計4会計の決算認定等を審議、1氏が一般質問を行い15日に閉会した。

行政報告等(概要)

黒岩之浩町長

広域行政の推進状況

◆ごめん・なはり線◆

7月までの営業概況は、輸送人員は前年並みで推移しているものの、運賃収入は前年同期を約1.4%上回る状況となっており、特に、定期外の輸送人員、運賃収入が、ともに約5%増となっている。

これは、開業記念イベントの開催や維新博等による観光路線としての誘客効果と考えられるが、依然として、沿線人口の減少や道路整備の影響等による利用者の減少など、厳しい財政状況が続くことから、今後とも生活路線としての利用促進と観光路線等として、PR活動に取り組んでいく。

◆広域租税債権管理機構◆

本年度から介護保険料等の税外債権を加え、7月末現在、6市町村から263件、約1億2945万円の滞納事案の移管を受け、約2814万円の収入実績となっている。

うち、本町からの移管分は22件、1176万円で、約124万円の収入実績となっている。

◆日本遺産の活用◆

6月に総会を開催し、これまでの推進協議会の名称から「中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会」への変更と併せ、組織体制の見直しを行い、「ブランド部会」「活性化部会」「ゆず部会」「林鉄部会」の4部会を設置し、中芸5町村が一体となって、遺産を活用した各事業を推進することとしている。

また、国の日本遺産魅力発信推進事業交付金2850万円の内示を受け、地域活性化に係る各種事業を実施することとしている。

情報発信事業としては、7月1日・2日に京都で日本遺産サミットが開催され、中芸からも37人が参加し、知名度のアップと地域の魅力を発信してきた。なお、10月1日には、地域内外への知名度を高めるため、日本遺産認定記念シンポジウムを田野町ふれあいセンターで開催することとしている。

◆広域連合職員体制◆

昨年度から募集を続けていた、事務職員については、7月1日付けで1人を雇用し、総務企画課に配置した。

◆消防・救急業務◆

6月末現在、管内の火災発生件数は1件で、前年同期と同数となっている。

救急業務は、出動件数で30件、搬送人員で27人の減となっている。

また、本年度配備予定の消防用搬送車は、8月18日付けで消防本部に配備済みである。

◆介護保険業務◆

7月に介護保険料の本賦課を行い、調定額で前年度対比0.2%増の結果となっている。

7月末の要介護認定者数は923人で、5月給付までの給付実績は、前年同期比で約3.7%の増となっている。

予防給付ケアマネジメント事業は、7月末現在、要支援1、2の認定者数173人に対し、94件の介護予防支援計画を作成している。

また、本年度は翌年度からの「第7期介護保険事業計画」策定年度となることから、現在、基礎資料収集等を進めているところである。

◆火葬場業務◆

7月末の火葬実績は60件で、前年同期比22%の減となっている。

◆保健福祉業務◆

本年度が更新年度となる第5期障がい福祉計画、障がい者計画策定に向け、現計画の進捗と課題の検討や次期計画

に向けての調査業務等を進めている。

また、精神障がい者地域移行、地域定着支援事業について、有効施策の推進に向け、関係者等での研修会を実施している。

町営事業の進捗状況

本年度実施の主要事業については、昨年度からの繰越事業を含め、早期実施に努めており、遅れの出ている事業についても、鋭意事前対応に努め、順次実行に移していく。

◆国保事業運営◆

国保法の改正に伴い、平成30年度から国保財政が県に一元化となる。これまで、県と市町村で新制度での運営方針を協議してきたが、先月に県から各市町村に運営方針案が示され、9月中に県民への意見公募が実施される。

本町では、住民1人当たりの医療給付費が高額なため、財政負担が増額となることから、町国保運営協議会に国保税率見直しを諮ったうえで、議会にも説明をしていく。

また、医療費削減対策として、特定健診の受診率向上にも積極的に取り組んでいるところであるが、集団健診での受診者数が前年と同程度であることから、今後、未受診者への受診勧奨を強めていく。

◆ふるさと納税◆

7月までの4カ月間で、1530件、約1505万円の実績となっている。

また、制度の浸透により、その認知度が高まっているが、返礼品競争の過熱や換金性の高い品の取り扱いを問題視した総務省から「責任と良識のある対応」を徹底する要請があっており、具体的には、返礼品の送付を強調した募集の自粛や返礼割合を寄付額の3割以下とするなどの、制度の趣旨に沿った対応が示されている。

本町としても、11月をめどに対応を図る予定だが、これまで同様、貴重な自主財源の確保と併せ、本町の応援者を一人でも増やすため、町の魅力を全国に発信し、地域活性化につなげる施策に活用していく。

◆メガソーラー事業◆

本年度の状況は、好天日も多く、順調な売電実績となっている。

また、出資割合に応じた本町への昨年度の配当金相当額は、544万円となっており、今後の配当金相当額の取り扱いについては、従前の積立方式から、事業経費として毎年度直接収入する方式に変更する。

なお、この収入金については、新たな基金の設置により運用していくこととし、新エネルギーの普及や住民福祉、経済活性化対策などに活用していく計画である。

◆新庁舎建設◆

基本計画に基づき、一括管理による高い品質の確保とコストの削減、工期の短縮を図ることを目的に、設計と施工を一体的に発注することとして、プロポーザル方式による発注のための実施要領を策定しており、9月中旬頃から、一般からの公募による技術提案の募集を行うこととしている。

今後の予定としては、学識経験者や行政関係者等からなる審査委員会により、事業者からの技術提案を審査し、年度末をめどに、事業者を選定することとしている。

◆安田川分水問題◆

分水影響緩和のため、流水の復元に直接資する事業に係る、平成29年度の諸対策事業への電源開発㈱の応分の負担については、8月開催の幹事会において、東島、唐浜用水路改修工事、安田地区簡易水道整備事業が対象事業として、約4500万円の提示があり、今後、平成30年度からの5カ年の事業計画を含め、分水対策委員会や関係機関の意見などを斟酌したうえで、安田川分水連絡協議会で確認していくこととしている。

◆農業振興対策◆

土佐あき農協との連携で進めていた、新規就農者等の実践を積む研修ハウス整備が、8月上旬に完成し、町内受入農家での研修を終えた新規就農者が、2年間の実践経営を行うために借り受け、営農を開始している。

環境制御等先進技術導入事業については、13戸の農家が夏の農閑期に整備できる自動灌水、自動天窓などの整備を順次進めており、今後の生産量拡大や所得向上が期待される。

新規就農者の受け入れ先となる指導農業士確保対策については、本年度3人が認定予定であり、今回の認定により、町の基幹品目であるナス・ピーマン・トマト・ミョウガ生産農家での指導者が確保でき、幅広い受け入れが可能となる。

◆道路整備等の状況◆

四国8の字ネットワーク整備について、空白区間となっている四国東南部の整備促進に向け、7月に「国道55号・阿南安芸自動車道整備促進期成同盟会」により「奈半利～安芸」間の計画段階評価の早期完了、事業化等について、地元選出国会議員や国土交通大臣、財務省等、関係機関への要望活動を行っている。

また、8月末には、町議会でも議員活動・研修の一環として、地元選出国会議員や国

交省への要望活動を行っていただき、その際、地域の実情等、切なる思いを訴えたところ、大臣政務官から一歩進んだ回答も得たところであり、今後とも、早期の全線開通に向け、機会あるごとに関係機関への働き掛けを行っていく。

また、県道安田東洋線の馬路村平瀬地区において、山腹崩壊による通行止めが頻発しており、住民生活に支障を来している状況から、県道安田東洋・魚梁瀬公園線整備促進期成同盟会で、県に対し、早急な復旧を働き掛けるとともに、通行不能時の迂回路確保として、林道中芸北上線の早期開通を要望することとしている。

◆地域公共交通◆

現在、安芸・甲浦間、安芸・魚梁瀬間を東部交通の路線バスが運行しているが、利用率の減少に伴う便数の削減や少子高齢化が進行する中、移動手段を持たない高齢者等が、乗車場所までの移動が困難な状況にあり、日々の買い物や通院等に支障を来すことが懸念される状況にある。

このため、生活交通の現状把握と課題抽出等により、今後の移動手段の提供につなげるための資料、基礎データ収集を目的とした調査を実施することとしている。

また、現在、日本有数の政策立案等研究機関と連携し、諸課題の解決や新たな事業展開への協議を進めており、地域公共交通に関する調査結果も、貴重な基礎データとして活用されると考えている。

◆移住・定住促進対策◆

新規就農希望者や移住希望の単身者向けの短期的な移住促進住宅を、安田駐在所北側に整備することとして、年度内完成に向け、現在、設計業務を委託している。

◆南海地震・防災対策◆

大規模災害時の優先的実施業務の特定と執行体制、手順等を住民ニーズに対応させるための業務継続計画を策定中であり、合わせて、職員の初動対応について、研修や訓練による対応力の強化等、効果的な職員の能力構築のための基本方針を策定することとしている。

近年の集中豪雨による土砂災害の発生等を踏まえ、安田川沿いで大規模土砂災害による河道閉塞を想定した、安田川流域大規模土砂災害合同対応訓練が、四国地方整備局、高知県共催により、本町と馬路村を対象に11月に実施される。

平成34年度に更新期限を迎える、防災行政無線子局のデジタル化については、現在、実施設計を発注しているところである。

◆姉妹都市交流◆

本年1月にスペイン国モンテフリオ町長から、今後の友好を深めたいとの書簡とモンテフリオへの招待状が届き、協議を進める中、姉妹町提携に積極的である旨の連絡があった。

モンテフリオは、人口約6200人で、オリーブ生産が盛んな経済の90%を農業が占める農業立町であるとともに、スペインで最も美しい白い村として、日本人観光客が多く訪れる町でもあり、現在、両町の特産品であるオリーブとユズによる商品開発を進めているところでもある。

なお、相手方との日程調整が整ったことから、10月中旬に訪問し、今後の交流に向けた協議を進めることとしており、県にもアドバイスを受けながら、モンテフリオとの交流を深めていきたい。

◆コンビニ誘致◆

住民からの要望が多かったコンビニエンスストア誘致については、唐浜のサテライト安田の駐車場の活用策として、施設所有者と地元地権者の協力を得て、ローソン高知が出店の運びとなり、11月オープンの予定で整備が進められており、経営者についても、県外からの移住希望があっている。

建設の進むコンビニエンスストア（唐浜）

◆行政訴訟の状況◆

7月に住民監査請求者から高知地方裁判所に提訴があった、安田第一土地改良区に対する助成金住民訴訟事件については、答弁書提出後、8月29日に第1回口頭弁論が行われ、答弁書に対する原告再反論として、11月に第2回口頭弁論が行われることとなっている。

また、第一審の請求却下判決を不服として、高松高等裁判所に控訴された、議会一般質問に係る国家賠償請求事件については、8月8日に「本件控訴は棄却する」との判決があったが、判決を不服として、8月24日付けで、最高裁判所への上告提起が行われている。

◆町職員の新規採用◆

町行政改革大綱により、町職員を58人体制と定める中、現職員数は、再任用職員を含め、54人であり、今後、地方創生の実現や産業振興対策をはじめ、広域業務への職員派遣等、事務事業の多種多様化、増加が見込まれることから、行政サービスの維持・充実を図るため、一般行政職の募集を行うこととしている。

教育行政の状況

◆国・県の状況◆

国の教育振興基本計画に基づき、社会を生き抜く力の養成や安心して教育の受けられる環境の構築をはじめとする「教育再生」実現のための施策が重点的に推進されている。

また、県では「教育等の振興に関する大綱」及び「第2期教育振興基本計画」を踏まえ、教員が一層の指導力を発揮できるよう、個々の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより、組織的に授業力の向上や生徒指導の充実を図るなど「チーム学校」の構築等の推進を図っている。

◆教育委員会の取り組み◆

目指す方向性は国・県と同様であるとの観点から、チーム力を高め、社会情勢の変化の激しい時代を生き抜いていける子どもたちを育てるため、「豊かな人間性を育む人づくり」を目標に、学校教育では、豊かな心を育む教育の推進、社会教育では、自ら進んで学ぶ生涯教育等の推進を図っている。

◆学校教育◆

学校教育では、県補助事業を最大限活用し、外部講師を招きながら、自ら課題を見いだし、その解決に向けて知識や技能を活用することや主体的・協働的に物事の本質を見いだしていくような学習活動を行うために、指導方法の改善への組織的な取り組みや複数教員による細やかな指導と学習習慣の定着を進めている。

毎年4月に実施される全国学力テストについては、国の集計結果では、小中学校ともに、ほとんどの科目で全国平均を上回っており、これまでの取り組みによる基礎基本の定着が進んできたといえる。

一方で、知識を活用した思考力や表現力には、依然課題が残る状況から、授業改善にPDCAサイクルを活用し、さらなる向上への取り組みを進めていく。

教育環境の充実、改善では、小学校の全学年教室の照明器具LED化の整備を夏休み期間中に完了しており、併せて園児の健康管理と保育環境改善のため、7月にさくら園に冷暖房設備の整備を行っている。

◆社会教育◆

社会教育では、有形無形の文化財・文化の保存、継承とこれらを活用し、町おこしや地域活性化を図るとともに、交流人口の拡大による経済の振興も視野に入れた取り組みを進めている。

安田まちなみ交流館「和（なごみ）」では、第1弾の好評を受け、現在「石田英吉」にスポットを当てた企画展の第2弾「明治国家建設編」を開催中であり、町文化振興企画員による藩政時代に活躍した郷土の偉人に関する資料の収集、整理も引き続き行っている。

24回目となる「寧浦全国色紙展」は、本年も3町村合同書画展として12月2日～10日の開催予定で、現在、準備を進めている。

コーディネーターやボランティアの積極的な取り組みにより定着してきた「子どもの居場所づくり事業」や「学校支援地域本部事業」は着実に成果を上げており、引き続き運営体制の強化と推進に努めている。

財政健全化判断比率等

平成28年度の実質公債費比率は、起債借入の抑制や高額起債の償還完了等もあり、昨年度を1.1ポイント下回り3カ年平均で3.1%となっている。

実質赤字比率や連結実質赤字比率、将来負担比率はマイナスポイントであり、企業（簡水）会計の資金不足比率も不足額は生じていないが、今後、近年実施した大規模事業の償還が始まり、数値の悪化が見込まれることから、事業の計画時点で実質公債費比率を判断基準に置いて、事業の取捨選択に努めていく。

開かれた町政運営

「住民の声がしっかり届く、住民の目線に立った・住民と共に歩くまちづくり」の一環として、開かれた町政運営、住民との対話を基本に実施してきた町長室の「一日開放」と中山支所での執務については、8月までに延べ26人の訪問があり、町政への意見や要望を直接聴くことができた。

今後も、住民に気軽に足を運んでもらえるよう周知に努め、貴重な意見を町政に反映させていきたい。

㈱やすだソーラーパワーの大規模発電施設（大野地区）

条例制定・改正

◆安田町新エネルギー事業推進基金条例◆

内容　民間事業者との共同出資による、㈱やすだソーラーパワーでの大規模発電事業収益について、現行の繰越欠損解消後に配当を行う取り扱いから、売電収益の早期還元を行う取り扱いに変更し、収入金を基金として、新エネルギーの普及促進等の事業財源とするもの。

審議結果…全員賛成（可決）

◆安田町税条例の一部改正◆

内容　地方税法の改正等に伴い、町税条例の改正を行うもので、個人住民税における控除対象配偶者の名称変更と軽自動車税の税率の特例について、条文整理を行うもの。

審議結果…全員賛成（可決）

◆安田町個人情報保護条例の一部改正◆

内容　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、町条例の改正を行うもので、個人情報の定義の明確化を図るため、情報の対象となる個人識別符号の条例上への位置づけと併せ、慎重な取り扱いを要する要配慮個人情報の規定を追加するもの。

審議結果…全員賛成（可決）

補正予算

◆平成29年度町一般会計及び特別2（国保、簡水）会計補正予算◆

内容

◎一般会計（第5号）
本年度事業に係る追加、変更措置を行うもの。
補正の主な内容は、
○職員の人事異動等に伴う人件費の減額
○ふるさと納税関連経費、マイナンバー制度に係るシステム改修等、物件費の追加
○森林鉄道日本遺産協議会等への負担金追加
○移住促進住宅整備工事等、建設事業費の追加
○ふるさと納税、太陽光発電事業収益金の基金への積立金追加

補正後の予算総額　30億1900万円

◎国保会計（第1号）
療養給付費交付金等の前年度精算に伴う国庫支出金等返還金等の追加

補正後の予算総額　6億1965万円

◎簡水会計（第1号）
人件費の追加等

補正後の予算総額　2億8985万円

質疑

問　モンテフリオ町との交流の経緯と訪問予定はどうなっているか。

答　スペイン在住の県出身者から紹介のあったもので、農業立町であることから、特産品である、ユズ等での産業交流を主に考えており、今回、町長、担当課長、関係機関としてJA土佐あきからの3人での訪問を予定している。

問　今回の交流によって、どのような効果を期待しているか。

答　まず、相手方の真意の確認のためにも、今回の訪問を計画している。
そのうえで、今後の交流については、大きく違うであろう文化面やスポーツ面での交流も図っていきたい。また、日本遺産認定に伴うユズの振興も課題となっており、交流を通じて、国外への消費拡大も図っていきたい。

審議結果…3件とも全員賛成（可決）

移住促進住宅建設予定地（西島）

決算

◆平成28年度町一般会計及び特別4(国保・後期高齢・簡水・土地開発)会計の決算認定◆

内容

平成28年度決算額は、5会計歳入総額が38億7273万1千円、歳出総額が37億7258万4千円であり、各会計の決算状況は、別表のとおりとなっている。

質疑

問 ごめん・なはり線の高架橋では、大雨時等に橋桁の継ぎ目から大量の雨水が滴っている箇所がある。高架下の利用にも支障があり、事業者に改修を指摘したこともあるが、改善されていない。町として、こうした状況を把握しているか。また、改修等の指導は行っているか。

答 状況は把握しており、改善の働き掛けはしているが、抜本的な解決には至っていない。なお、ごめん・なはり線活性化協議会の幹事会の場でも、改修の提言をしていく。

問 太陽光発電については、開始当初と現在では、説明される売電価格が違っている。また、情勢の変化等から、配当金相当額の取扱方法も変更されたりしているが、経営状況も含め、他町村と比較してどうか。

答 売電価格の差は、消費税率改正に伴うものであり、事業開始時の基準単価40円／kwhに変更はなく、20年間固定である。

また、配当金等については、その時点時点で有利な方法を選択してきたもので、発電状況も計画時以上の実績で推移しており、経営は順調である。なお、他町村については、事業所の設置方法や契約内容も違うため、比較することはできないが、情報共有等、連携を図っていきたい。

問 唐浜のサテライト交付金は、当初かなりの収入があったように思う。近年、目立った数字が見えないが、交付金の算定基準は何か。

答 売り上げに応じて算定されるもので、売り上げの減少に伴い減ってはいるが、場外車券売場交付金の名称で、約380万円の収入があっている。

著しい漏水箇所のある鉄道高架橋

監査委員の決算審査意見書（抜粋）

平成28年度の一般会計及び特別4会計（国保・後期高齢・簡水・土地開発）の歳入歳出決算を審査した結果、予算の執行については総体的には、概ね適正かつ効率的に行われており、その成果は認められる。

実質公債費比率については、前年度の14.2%より1.1ポイント下がり3.14%と財政の好転化が進んでいる。しかしながら、全2会計の地方債の年度末償還元金は38億3142万8千円で津波避難タワー整備などの南海トラフ地震対策や道路橋梁整備事業等への財源充当に伴い、前年度より1億4685万6千円増加しており、過年度に実施した安田中学校屋内運動場改築工事や安田川橋架け替え工事等の大型建設事業の元金償還開始に伴い、実質公債費比率は、増加に転じることとなる。

近年、少子高齢化、過疎化等の進行により地域経済の低迷が続く中、町税全般にわたり税収の伸びは期待できず、また、歳入の半数近くを占める地方交付税も、平成27年度の国勢調査結果に基づき、人口急減補正に係る補正幅の拡大などの措置はあるものの、算定要素となる基礎数値は減少傾向にある。一方、医療や介護などの社会保障費の増加や南海地震対策、庁舎建て替えなどのインフラ整備費等の増大が見込まれることから、今後の財政運営はより厳しさが増すものと思料される。

このため、新庁舎建設計画については、住民合意の形成に意を配し、今後においても、町債残高と実質公債費比率の推移を注視しつつ、自主財源や依存財源の積極的な確保を図るとともに、行政需要に対応し、限られた財源を効率的に運用しながら、費用対効果に重点を置いた行財政運営を行い、財政の健全性を堅持するように望む。

一般会計及び特別会計を合わせた収入未済金は、安芸広域租税債権管理機構の活用等に伴う徴収率向上によって、減少しつつあるものの1億3067万7千円と、依然として1億円を超す大きな額となっている。本町徴収分についても巡回徴収や法的措置など、その徴収努力により一定の成果が表れていることは評価できるが、公平性と自主財源確保のため、引き続き収入未済額の縮減に向けて、税等滞納整理本部を機能させ、関係各課の徴収体制を強化するとともに、租税債権管理機構とも連携を図りながら、さらに一層の対応措置を望む。

別表　平成28年度歳入歳出決算額

（単位：円・%）

区分	予算現額	決算額 歳入	決算額 歳出	歳入歳出差引額	執行率 歳入	執行率 歳出
一般会計	3,242,617,000	3,038,718,007	2,944,659,575	94,058,432	93.71	90.81
国民健康保険事業特別会計	616,000,000	605,306,980	599,647,515	5,659,465	98.26	97.35
後期高齢者医療事業特別会計	48,800,000	48,410,313	48,139,839	270,474	99.20	98.65
簡易水道事業特別会計	180,250,000	177,203,070	177,122,991	80,079	98.31	98.27
土地開発事業特別会計	3,400,000	3,092,446	3,014,134	78,312	90.95	88.65
特別会計小計	848,450,000	834,012,809	827,924,479	6,088,330	98.30	97.58
合計	4,091,067,000	3,872,730,816	3,772,584,054	100,146,762	94.66	92.22

平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率

（単位：%）

健全化判断比率				資金不足比率	
実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	簡易水道事業特別会計	備考
—	—	3.1	—	—	
(15.0)	(20.0)	(25.0)	(350.0)	〔20.0〕	

（　）は、早期健全化基準　〔　〕は、経営健全化基準

問 キャンプ場の指定管理料は、高額であるが、算定基準はどうなっているか。また、他の指定管理施設に同様のものはあるか。

答 瀬切部落管理組合を指定管理者として、管理料月額25万2千円と、年間利用者収入が300万円を超えた場合、超過額に対し、歩合制での支払いとしている。他の施設で管理費を支払いしている施設はない。

問 キャンプ場管理料の支払先や内訳はどうなっているか。

答 支払先は、指定管理者である瀬切地区であり、25万2千円の中で、管理人の給料であったり、清掃委託の賃金や消耗品などの管理雑費に使用されている。

問 キャンプ場管理については、地域で管理規約を策定し、監事等の役員も定めているものの、監査をされていないようにも聞くが、その辺はどうか。

答 住民目線に立って、指導すべきところは指導し、公平性が保てるよう対応していきたい。

問 町有土地についての明細が示されているが、数年間、面積に変動がない。また、山林も山林とあるだけで、植林なのか、雑木なのか、また、分収林もスギ、ヒノキといった樹種まで分からない。塩漬け土地の問題もあり、整理できるものは整理すべきでないか。

答 木の種別や植林の年数等は調査できておらず、改めて回答したい。その他の土地については、公会計整備として全筆の調査を行っており、今後、活用すべき土地と不要な土地を整理し、適切に対応していく。

問 レンタル畜舎については完成し、既に新規就農されているとのことである。付近を通った時に、道路から眺めても牛の姿が見えないが、施設での牛の飼育は行われているのか。

答 購入した牛が子牛で小さく、施設の腰壁等もあり確認しづらいと思うが、50頭計画で、現在、26頭が飼育されている。

審議結果…5件とも全員賛成（認定）

意見書

◆ビキニ核被災事件について、日本政府は保管していた資料に基づき、全国の元乗組員の実態調査を行い、必要な救済措置を講ずることを求める意見書◆

1954年3月1日からマーシャル諸島ビキニ環礁で開始された米国の水爆実験（キャスル作戦）で、第五福竜丸の他約1000隻に及ぶ被災船がいることが明らかになっています。日米両政府は、水爆実験による被災船や乗組員の被災状況を調査し、対策を講ずることなく、1955年1月に政治決着しました。以来、60年余にわたり被災したマグロ船や貨物船の乗組員に対する救済措置は放置されてきました。

厚労省は、2014年9月19日と29日に、それまで保管していた元マグロ船員やマグロ船の被災資料を開示しました。厚労省は開示した資料に基づき、関係都道府県並びに漁協組合などと連絡を取り、

全国の元乗組員の実態調査を直ちに行うことが求められています。

高知県におきましては、2015年から県内3カ所で元乗組員の健康調査並びに内部被ばくに関する研究報告会を行っています。また、2016年9月議会で尾﨑正直知事は「ビキニ被曝被災船員に対して、国は科学的検証を行って対応するように提言している。さらに、県主催で健康等相談会を開催してきた。また、船員保険の労災申請の手伝いを行うなど、県としても問題に積極的に取り組んできた。ビキニ被災事件の記録もしっかり残すことは非常に大事だ」と表明しています。

さらに、2017年4月6日、参議院農林水産委員会で、山本有二農林水産大臣は「高知県知事は、被害のあった漁業者の皆さんの立場に立ってすべてを調査し、また、対応したいとおっしゃっています。ぜひ、この問題がスムーズに解決できるように私も努力したいというように思います」と答弁しています。

高知県が開催した『ビキニ環礁水爆実験の健康影響に関する健康等相談会』で、広島大学原爆放射線医科学研究所のチームが漁船員の歯や血液解析から核被災を解明する研究報告をされています。こうした科学的知見を政府として積極的に受け止め、政府が保管している当時の被災船と乗組員の実態調査を関係都道府県と協力して行うと共に、一日も早い被災漁船員に対する救済措置を講ずる施策を求めるものです。

◆「全国森林環境税」の創設に関する意見書◆

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等、山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

◆「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に規定する国の負担割合又は補助の割合の特例の継続等に関する意見書◆

安田町は、高知県東部に位置し、北は雄大な四国山地を背にし、沿岸部は、黒潮豊かな太平洋に面しており、多くの自然に囲まれた、温暖で湿潤な自然環境に恵まれた地域であり、これらの豊富な自然環境を活かし、農林漁業や観光振興事業の強化を推進している。

また、山間部は、急峻で、地質が脆弱であるため土砂災害に備え、ヘリポートや避難道路等、沿岸部では、発生すれば甚大な被害が想定されている南海トラフ地震への備えとして、津波避難タワーや避難路の整備を進めている。

これらの取り組みの効果を十分に発揮するためには、道路の整備が必要であり、取り組みに合わせた町道の改良や防災対策を進めている。

また、通勤・通学、買い物等のために、地域の隅々まで張り巡らされた生活道路を、町民が日常的に、安全・安心して利用できる状態を確保するため、維持管理や老朽化対策を計画的に進めている。

本町では、厳しい財政状況にあっても、これまで、道路整備事業に係る国の交付金を活用し、道路の整備や維持管理等を着実に進めてきた。

今後、厳しい財政状況が続くと想定されている中においても、地域経済の活性化を図るとともに、日常の安全・安

心な利用を維持するためには、これまでどおり、道路整備事業に係る国費率等の嵩上げ措置が継続されるとともに、道路予算全体の拡大が不可欠である。

このため、以下について強く要望する。

一、地域経済の活性化や防災力の向上に資する道路整備を推進し、安全・安心な利用を確保するための維持・修繕、老朽化対策などを計画的に進めるため、道路関係予算全体を拡大したうえで、必要な額を確保すること。

一、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に規定する国の負担割合又は補助の割合の特例を平成30年度以降も継続すること。

一般質問 ここが知りたい

Q 普通財産（土地）の管理等について

A 住民の共有財産として効率的な管理、運用を図っていく

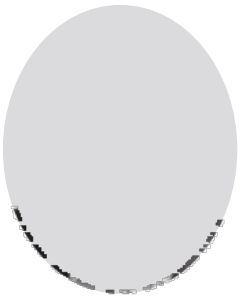

濵口智恵男議員

濵口議員

毎年「安田町財政事情」が作成され、町民に配布されており、この中で「町有財産の状況」が公表されているが、その中の「普通財産」について聞く。

普通財産の中で、土地については、毎年3億数千万円と公表されているが、町土地対策審議会条例との関連で、現在までどのように考え、対応してきたか。反省点はなかったか。

今後、普通財産については、どう対応していく考えか、また、資料提供等により、審議会や議会常任委員会等で互いに検討するような考えはないか。

黒岩町長

地方公共団体の財産の管理、運用等は、地方財政法等で規定され、普通財産の管理及び処分は、地方自治法で規定されるとともに、年2回の財政状況等の公表も義務付けられていることから、普通財産についても住民への公表を行っている。

質問の条例に基づく審議会は、町長の諮問に応じ、総合的な土地利用対策や公共用地の取得、処分等について審議する機関だが、現在は、町の財産処分等について定めた、他の条例に基づき、諸事情等を総合的に判断し、保有土地の処理を進めてきたことから、審議会を設置していない。

町保有土地については、過去に事業用地として取得したものの、諸般の事情等から利用に至っていない土地もあるが、町民共有の財産として、最も効率的な管理、運用を図っていく考えである。

そのため、現在進めている資産整理に併せ、事業用地と処分土地の精査を十分に行うとともに、その過程で必要と判断すれば、審議会の設置も検討していく。

資料提示については、現在整理中であり、すぐに示せる段階ではないが、一定の整理ができた時点には、議会には報告していく。

なお、今回の土地整理に当たっては、台帳等の資料整備により、人事異動への対応や後の職員にしっかりと引き継いでいけるよう、情報の共有化も図っていきたい。

第5回臨時会

平成29年8月3日開会、一般会計補正予算を審議し、同日閉会した。

補正予算

◆平成29年度町一般会計補正予算◆

内容

◎一般会計（第4号）

町助成金住民訴訟事件への対応のため、専門知識を有する弁護士への委託料70万円を追加するもの。

補正後の予算総額

29億970万円

審議結果…全員賛成（可決）

各常任委員会の所管事項調査

産業厚生・総務教育の両常任委員会は、このほど所管事項調査を行い、その結果を次のとおり議長に報告した。

産業厚生常任委員会

日時　平成29年9月4日

調査事項

①平成28年度経済建設課・町民生活課の主要事業実績について

②その他

経過

経済建設課、町民生活課から資料に基づき説明を受け、協議の後、まとめを行った。

調査結果

◎味工房じねんや輝るぽーとなどの、町有商業施設等について、指定管理での運営ではあるが、積極的な経営指導や情報共有、新たな展開の検討などに努め、活性化を図られたい。

◎広域農道整備については、唐浜工区分は一定、神峯寺への参拝道路等として活用が図られているが、東島工区分について、地域活性化に向けた活用策を検討されたい。

総務教育常任委員会

日時　平成29年9月5日

調査事項

①平成28年度総務課・教育委員会の主要事業実績について

②その他

経過

総務課、教育委員会から資料に基づき説明を受け、協議の後、次のとおりまとめを行った。

調査結果

◎町税、使用料等滞納については、徴収率向上の努力は認められるが、安芸広域債権管理機構との連携のもと、滞納解消に、なお、一層の努力を望む。

◎学校教育における保・幼・小・中の連携のもと、一層の基礎学力の向上に努めること。

議会のうごき

―6月―

21日＝中芸広域連合議会定例会（中芸広域体育館）

26日＝高知県町村議会議長会臨時総会（高知市）

安田町交通安全町民会議総会

28日＝議員協議会

一般国道55号・阿南安芸自動車道整備促進期成同盟会総会（田野町）

国道493号線整備促進期成同盟会役員会・総会（田野町）

30日＝議会運営委員会

―7月―

16日＝東島部落自治会鮎掛け大会、住民交流懇親会

19日＝議会運営委員会

20日＝高知県市町村議会議員研修会（高知市）

全国森林環境税創設促進議員連盟第24回定期総会（高知市）

23日＝中芸広域連合消防大会（田野町）

25日＝ごめん・なはり線活性化協議会総会（安芸市）

安芸広域市町村圏事務組合議会定例会（安芸市）

28日＝中芸教育振興協議会総会（田野町）

31日＝議員協議会

議会運営委員会

議会広報編集委員会

―8月―

4日＝第17回四国土砂防災ネットワーク議員連盟総会（高知市）

20日＝町内一斉道路愛護行動

22日＝議会議員道路勉強会

24～25日＝町議会視察（要望活動）研修（東京都）

30日＝安芸郡町村議会議員等研修会（馬路村）

―9月―

4日＝産業厚生常任委員会

5日＝総務教育常任委員会

6日＝議員協議会

8日＝議会運営委員会

安田文芸

（順不同）

短歌

帰省客搭乗口のガラス越
おいでおいでと招きくれるや
清岡　恭子

いつか見し白く輝く雲の群
またあらわれて我を見ており

川柳

三輪車ぽつんと置かれ客帰る
貼り薬互いに張り合う老の日々
西岡佐千子

新米はまだかとネズミ倉で待つ
彼岸花黄金（こがね）の稲穂つつみこむ
小松由加子

水ぶくれハイハイの足やわらかく
母の手に似てきたなあとまつり物
中　淑美

音もなくスピード落として老いがくる
色あせたハガキは父の戦地から
西岡　益子

大見得を切ってはみたが足は出ず
横綱の意地で握った優勝旗
長戸　寿子

一人泣きつられて泣く児運動会
教え子に一声もらい足軽し

なごみ和通信

菊薫る今日この頃、朝夕はひときわ冷えゆく秋の寂しさが身に染みます。

和で開催中の企画展「石田英吉展Ⅱ－明治国家建設編－」もいよいよ11月26日までとなります。皆さま、郷土の偉人をしのんでみてはいかがでしょうか。

ぜひ、ご来館くださいませ。

安田まちなみ交流館・和（なごみ）
開　館　時　間／午前9:00～午後5:00
企画展観覧料／200円
（高校生以下、障害者手帳所持者無料）
定　休　日／水曜日
【※企画展開催期間中（平成29年11月26日まで）は無休】

安田町大字安田1674－1　☎38-3047
http://yasuda-nagomi.com/

安芸・室戸パシフィックライド2017が開催されます

12月3日、高知県東部地域を舞台とした「安芸・室戸パシフィックライド2017」が開催されます。

安芸・室戸パシフィックライドは、タイムを競うレースではなく、地域の自然を楽しみながら自転車で走行するもので、本町を含む高知県東部9市町村等が連携して行うサイクリングイベントです。

コースは、安芸市をスタートし、北川村から東洋町へ抜け、室戸岬を回って安芸市に戻る145km。

県内外から参加する約500人が高知県東部地域を駆け抜けます。

交通規制等は行いませんので、自転車通行へのご理解と、沿道からの温かい声援をよろしくお願いします。

日　時　平成29年12月3日（日）7:00スタート
スタート/ゴール　安芸タイガース球場前（安芸ドーム前）駐車場

■コース　安芸市⇒安田町⇒田野町⇒北川村⇒東洋町⇒室戸市⇒奈半利町⇒田野町⇒安田町⇒安芸市（145km）

【問い合わせ先】安芸・室戸パシフィックライド実行委員会事務局　☎088-846-6703

国民健康保険税　第5期分
後期高齢者医療保険料　第5期分
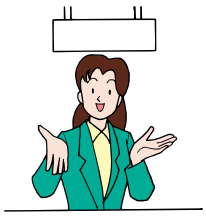
納期日　11月30日